

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会的養護経験者（以下「ケアリーバー」という。）への支援を推進するため、ケアリーバーの実態把握と必要な支援について検討する「ケアリーバーの支援のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ケアリーバーの実態把握に係る調査内容に関すること。
- (2) ケアリーバーへの必要な支援に関すること。
- (3) その他、ケアリーバーの支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる10名以内の委員で組織する。

- 2 委員会に座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと座長が認める場合、座長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

(謝金)

第5条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第6条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部児童課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失効する。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、兵庫県福祉部長が招集する。

別表（第3条関係）

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会委員

氏名	所属・役職	備考
遠藤 洋二	関西福祉科学大学社会福祉学部教授	学識者
大野 誠	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会副会長	児童養護施設
岸田 耕二	社会福祉法人すいせい理事長	就労支援
曾我 智史	尼崎駅前法律事務所弁護士・社会福祉士	法律
富岡 弥郁	医療法人仁寿会石川病院看護師	社会的養護経験者
橋本 明	公益社団法人家庭養護促進協会事務局長	里親支援
畑山 麗衣	特定非営利活動法人 Giving Tree ピアカウンセラー	社会的養護経験者
林 恵子	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル理事長	自立支援
三浦 華子	公益財団法人神戸やまぶき財団事務局次長	進学支援
三木 崇弘	社会福祉法人恵風会高岡病院児童精神科医	医療

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会委員謝金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ケアリーバーの支援のあり方検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に定める謝金の取扱いについて必要な事項を定める。

(謝金の額)

第2条 要綱第5条に定める謝金の額は、その所掌業務を鑑みて、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める委員報酬額に準じ、次のとおりとする。

- (1) 座長 15,500円（日額）
- (2) 委員 12,500円（日額）

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月7日から施行する。